

## 音楽エージェント契約

---

株式会社ブラッシュミュージック（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、乙が、甲の扱う商品の販売についての代理業務を行うことにつき、相互利益の尊重の理念に基づき、信義誠実の原則に則り、次のとおりの音楽エージェント契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（趣旨・目的）

甲は、甲の扱うサービス（以下、「本件商品」という。）を販売するにあたり、乙に代理権を与え、乙は、乙名義で本件のサービスを利用し、購入者及び利用者と売買契約を締結し、その契約の効力が甲に帰属する音楽エージェント契約業務（以下、「本件業務」という。）に関する基本取引条件を規定したものである。この協働の関係を以って、**激変する市場環境へ対応し、共通の目標（利益の拡大、経営目標及び顧客価値・地域経済の形成発展等の経営ミッション）を実現すること**を目的とする。

### 第2条（条件）

- (1)本件商品：ホームページに記載されている一覧のサービスのとおり。
- (2)販売価格：サービスエントリーの際に記入した設定に基づく。
- (3)販売地域：日本及び、ストリーミング配信に関しては全世界。
- (4)発注方法：乙が甲にサービス登録を行い、甲が乙に納品する方法。
- (5)納入期日：納品書に記載のとおり
- (6)納入場所：納品書に記載のとおり

(7)その他条件：本契約の以下の条項およびホームページ内の記載通り。

### 第3条（協働の推進体制）

甲及び乙は、本契約締結後すみやかに、本契約の履行のための連絡・確認を行う**契約管理者**および**協働の推進体制**を定め、それぞれ相手方にメールで通知する。

2 甲及び乙は本契約の趣旨・目的に則り、目的達成のための各評価指標等の「協働の方策」（以下、「協働施策」という。）について協議にて決定し、前項の管理者及び体制において、ホームページ内の利用規約、プライバシーポリシーに基づく。

3 甲及び乙は、本契約の履行に関する相手方からの要請、指示等の受理、相手方への通知、依頼等を行う場合、第1項で定めたそれぞれの契約管理者を通じて行う。

4 甲及び乙は、第1項により定めた契約管理者等の変更がある場合には、直ちに相手方に対して、メールにて通知する。

### 第4条（定期協議会等の開催）

甲及び乙は、本契約が終了するまでの間、本契約の履行の進捗状況の報告、問題点の協議・解決、その他本契約の履行推進のために必要な事項を協議するため、定期的に協議会（以下定期協議会といいます。）を開催する。

なお、定期協議会の開催の頻度については両当事者が別途協議のうえ定める。

2 前項の定期協議会のほか、甲及び乙は必要に応じ両者の協議会を行うことを相手方に要求できる。

3 甲及び乙は、必要に応じて、本件業務の直接現場の責任者及び担当者等の従業員を定期協議会及び前項の協議会に出席させるよう相手方に対し要請することができるものとし、甲及び乙はこれに応じる。

### 第5条（販売促進活動）

乙は、第3条に定める協働施策の他、本件サービスの広告宣伝等を乙の責任と費用において実施し、本件商品の販売促進に努めなければならない。ただし、甲から当該広告宣伝等の中止の要請があった場合にはこれに従う。

2 乙は本件サービスの販売にあたり、本件サービスの流通経路及び流通秩序を尊重する。

3 前2項の規定にもかかわらず、乙は甲に対して展示会・セミナー等の実施計画書を申し出、甲は当該実施計画書を審査検討し、一定量の本件製品の購入を条件に営業支援、費用補助等を行うことができる。

## **第6条（商標）**

甲は、本契約期間中、乙に対し、本件業務遂行のため、「商標」及び「著作権」に規定する甲の商標（以下「本件商標」という。）を無償で使用する権利を許諾する。

2 乙は、本件商標を甲の指示にしたがい、本件業務遂行のためだけに使用する。

3 乙は、本件商標の全部又は一部を改変し、もしくは本件商標の信用を損なう形で使用してはならない。

## **第7条（権限・義務、事前通知による変更）**

乙の本件業務における権限は、買主との間の以下の各号に限られ、乙はその他甲を拘束するいかなる表明、保証、または合意等を行ってはならない。

(1)販売地域は「2. 販売地域」（以下、「本販売地域」という。）とする。

(2)本契約期間中、本件商品を独占的に販売することができる。

2 乙は以下の義務を負う。

(1)本販売地域以外で本件商品を販売してはならない。ただし、インターネットを用いる通信販売を行うときには、この限りではない。

(2) 予め甲が作成した売買契約書をもって、乙が甲の代理人であることを明示したうえで、乙の名義で買主（以下単に「買主」という。）と契約（以下、「売買契約」という。）を締結する。

(3)本件サービスの納入

(4)買主への販売にかかわる資料の送付

(5)買主への代金の請求

(6)甲から委任された範囲を超えるとき、または売買契約の内容を変更するとき、もしくは納期、数量、価格、仕様等につき特別な内容とするときは、事前に甲に対して、通知し、書面で承諾を得なければならない。

3 甲は以下の義務を負う

(1) 本契約期間中、本販売地域において、乙以外の代理店を設置してはならない。

(2)本契約期間中、本販売地域において、本件商品を自ら販売してはならない。

ただし、甲が直接第三者から注文を受けた場合はこの限りではない。

4 甲は委任の範囲・内容を変更するとき、または売買契約の内容を変更するとき、いつでも事前に乙に対して、通知し、協議をもって変更することができる。

## **第8条（売買契約後の措置）**

乙は、買主との売買締結後直ちに、当該売買契約書を甲に送付する。

2 乙の過失により適正に契約が成立せず、甲の契約履行が遅延し、甲が売買契約の買主から損害賠償等の請求を受けたときは、当該賠償等は乙の負担とする。

3 第1項の送付は第3条第1項に規定する契約管理者に送付する。

## **第9条（売買代金の回収）**

乙は、売買契約に基づく甲の売買代金債権、その他金銭債権等を買主より回収することはできない。

2 前項の規定にもかかわらず、乙が買主から代金の全部又は一部を受領したときは、その旨を直ちに甲に通知するとともに、すみやかに当該金銭を「販売代金の振込先」の甲名義の金融機関口座に振込む方法で支払う。

#### **第10条（販売手数料の支払）**

甲は、乙に対し、「販売手数料の支払い」に基づき手数料を支払う。

2 前項の手数料には本件業務に要する旅費、通信費その他一切の費用は、乙の負担とし、消費税を含み、振込み手数料は甲の負担とする。

#### **第11条（競合商品の取扱禁止）**

乙は、本件商品と競合し、又は競合する可能性のある商品を販売、仲介、その他直接的又は間接的な取扱いをしてはならない。

#### **第12条（通知義務）**

甲及び乙は、次の各号のいずれか一つに該当するときは、相手方に対し、あらかじめその旨を書面により通知しなければならない。

(1)法人の名称又は商号の変更

(2)振込先指定口座の変更

(3)代表者の変更

(4)本店、主たる事業所の所在地又は住所の変更

(5)第3条第1項に規定の契約管理者の変更

#### **第13条（再委託禁止）**

乙は、本件業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできない。ただし、甲乙協議のうち、甲が書面による再委託の承諾をした場合に限り、乙は本件業務の再委託をすることができる。

#### **第14条（守秘義務）**

甲及び乙は、本契約期間中はもとより終了後も、本契約に基づき相手方から開示された情報を守秘し、第三者に開示してはならない。

2 前項の守秘義務は以下のいずれかに該当する場合には適用しない。

(1)公知の事実又は当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった事実

(2)第三者から適法に取得した事実

(3)開示の時点で保有していた事実

(4)法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

#### **第15条（顧客情報）**

甲及び乙は、本件業務遂行にあたり知り得た顧客に関する情報（以下「顧客情報」という。）につき、個人情報の保護に関する法律ならびに関連ガイドライン等を遵守し、顧客情報の漏洩等がなされることのないよう適正な取り扱いをしなければならない。

2 甲及び乙は、顧客情報が記載された資料を破棄する場合、散逸、漏洩等がなされることのないよう、厳正な注意をもって行わなければならない。

3 甲及び乙は、相手方から得られた顧客情報を相手方の書面による承諾のない限り相手方以外の第三者に開示、漏洩してはならない。

#### **第16条（告知・協議・任意解除）**

甲及び乙は、本契約および個別契約を解除するやむを得ない必要が生じたときは、1ヶ月前までに、相手方にその旨を書面で通知し、以下各号の協議を以って、当該契約を解除することができる。

(1)当該契約を継続することのできないやむを得ない特段の事由

(2)当該契約を解除する者の相手方に対する債権債務がある場合の当該債権債務の取扱

(3)解除によって相手方に損害が発生する場合の損害

(4)解除によって解除者に損害が発生する場合の損害

(5)解除によって甲乙以外の第三者（顧客・地域等）に損害が発生する場合の損害

2 前項の解除を行い、損害の賠償を要する場合、甲及び乙は協議でその賠償額の負担割合を決める。

3 前項の場合において、本契約又は個別契約、他の補償規定（法令の規定等）に拠る他、別途作成する『協定書』等に拠ることができる。

## **第17条（契約の解除）**

当事者の一方に、本件契約に違反する行為があり、30日間の猶予を設けて履行を催告し、なお履行しない場合は、他の当事者は、本件契約を解除することができる。

2 当事者の一方に、次の各号に定める一つが生じたときは、他方当事者は、相手方に対する催告を要せず、かつ、自己の債務の履行を提供しないで、直ちに本契約を解除することができる。

(1)本契約の各条項について重大な違反があるとき。（本契約の各条に規定する協議に応じないときを含む。）

(2)差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受け、または整理、会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら整理、民事再生、会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てたとき。

(3)自ら振出しもしくは引き受けた手形、または小切手につき不渡りとなる等、支払停止状態に至ったとき。

(4)監督官庁より営業停止、または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき。

(5)合併による消滅、資本の減少、営業の廃止・変更又は解散決議がなされたとき

(6)株主構成の変動等により、従前の会社との同一性を有しなくなったと認められるとき。

(7)反社会的勢力であることまたは反社会的勢力と密接な関係を有することが判明した場合

(8)災害、労働争議等、本契約の履行を困難にする事項が生じたとき

(9)その他資産、信用状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

(10)その他、前各号に順ずる事由があったとき。

3 甲または乙は、前2項の他、相手方の同意を得て、または、第18条の告知・協議により本契約の全部または一部を解除することができる。

### **第18条（期限の利益の喪失）**

甲又は乙いずれかの当事者が、前条第1項又は第2項各号に掲げる事由の一に該当したときは、当該当事者は、相手方に対し負担する一切の債務について、当然に期限の利益を喪失するものとし、直ちに債務全額を現金で相手方に支払う。

### **第19条（損害賠償責任）**

甲又は乙は、本契約または個別契約の違反もしくは、第18条および第19条に基づく解除により、相手方に損害を与えたときは、不可抗力である場合を除き、相手方が負った損害の相当因果関係のある直接損害につき賠償できる。

## 第20条（不可抗力免責）

天災地変、戦争・暴動・内乱、テロ、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、ストライキ等の争議行為、輸送機関の事故、通信回線の事故・トラブル、その他当事者の責に帰し得ない不可抗力となる事由による本契約に基づく債務の履行の遅滞又は不能が生じた場合は、当該当事者は本契約の違反とはならず、その責を負わない。ただし、本契約に基づく代金支払義務の不履行は免責されないものとする。

2 前項の場合、不可抗力となる事由が30日間以上継続し本契約の履行が著しく困難になったと認められるときは、甲及び乙は、事前に協議のうえ、本契約又は個別契約の全部もしくは一部を解除することができる。

## 第21条（契約期間）

本契約の有効期間は、ホームページより、本契約書の承諾及び登録を行った日より半年間平までとする。但し、期間満了の1か月前までに、甲又は乙が相手方に対して、期間満了による本契約の終了の意思表示を行わないときは、本契約はさらに半年更新され、以降も同様とする。

## 第22条（契約終了後の処理）

甲及び乙は、本契約が終了したときは、互いに既に確定した債権債務について、速やかにこれを精算する。d

2 乙は、本契約が終了した場合、直ちに本件業務を中止し、甲に対して事務の引継ぎを行い、本契約に基づき預託・貸与された事務処理マニュアル等の物品（本契約に基づき提供されたデータ類及びこれらが記録された電子媒体等を含む）を、速やかに甲の指示に基づき返還ないし破棄する。

3 乙は、本契約が終了した以降、甲の商標等を使用するなど、第三者から甲又は乙の業務を受託した者と誤認されるような行為をしてはならない。

### 第23条（協議解決・判断基準①）

本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じたときは、本契約の趣旨に則り、当事者双方互いに信義を重んじ、誠意をもって協議して解決する。

本契約に関する一切の訴訟は、甲の本社在住地にある地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

本契約の成立を証するため、本契約は署名及び捺印で対応しデータで双方保持する。

年 月 日

（甲）

住所：大阪府大阪市中央区南船場4-12-9 クレスト心齋橋402

株式会社ブラッシュミュージック

代表取締役 稲田大輔



（乙）

住所：

氏名：

印